

## 情報公開請求書

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名  
並びに事務所又は事務所の所在

高根沢町情報公開及び個人情報の保護に関する条例第8条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

情報の内容	[情報の内容又は知りたい事項を具体的に記入してください。]
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
備 考	

※ のある欄は、該当する内に印を記入してください。

様式第1号（第3条関係）

情報公開等についての説明事項

1. この請求書の受付の日は令和 年 月 日です。
2. 公開等の可否の決定は、受付をした日から起算して15日以内に行います。
3. やむを得ない理由により、15日以内に公開等の可否の決定を行うことができない場合は、決定期間を延長することがあります。  
その場合には、「情報公開（自己情報開示等）決定期間延長通知書」により、速やかに請求者に通知します。
4. 公開等の可否についての決定は、請求者には「情報公開（自己情報開示）決定通知書」又は「情報非公開（自己情報非開示）決定通知書」により、決定後速やかに通知します。
5. 情報等の閲覧又は写しの交付の日時及び場所は、決定通知書で指定します。
6. 公開することにより、情報の保存に支障が生ずるおそれがある場合等については、情報を複製したものによる閲覧又は写しの交付をすることがあります。
7. 情報の写しの交付を受ける際には、写しの作成に要する費用を納入していただきます。
  - (1) 公開窓口のモノ黒複写機によりB5判からA3判までの規格の用紙を用いて情報の写しを作成したとき  
1 請求情報につき2枚又は2部以上の写しを作成したとき 1枚につき10円
  - (2) 複写を業者に委託して図面等の情報等の写しを作成したとき  
作成に要した費用の実費
8. 情報等の写しの郵送を希望される場合は、写しの作成に要する費用のほか郵送に要する実費を納入していただきます。
9. 請求書の受付の際に情報が特定できなかった場合で、受付後に当該情報が存在しないことが判明したときは、公開等の可否についての決定ができませんので、その旨通知します。

高根沢町情報公開窓口（総務課行政担当秘書公聴係）

TEL 028-675-8101（内線114）